

◎岡山県告示第二十六号

令和八年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分がAである者（岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正（令和七年岡山県告示第百九十九号）附則第二項の規定により入札参加資格を有している者とみなされたものを含む。）は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和八年一月二十三日

岡山県知事 伊原本 隆 太

一 調達する特定役務の種類

情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

直前決算における流動比率

申請時における従業員数

申請時までの営業年数

男女共同参画の推進状況

障害者雇用の状況

環境基準等の達成状況

申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

(10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) 申請時における情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第

二十六条第一項の情報処理技術者試験の合格者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行つていないう者

令和8年1月23日 岡山県公報 第12771号

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続に関する添付書類

1 添付書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(2) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(3) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(4) 印鑑登録証明書
(5) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(6) (7) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
(8) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行つていることを証する書類

(9) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(10) その他知事が必要と認める書類

2 申請及び添付書類の作成に用いる言語

申請並びに直前決算を明らかにする書類及び委任状の作成には、日本語を用い、その他の添付書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 申請期間

令和八年二月一日から同月二十日までとする。なお、その後においても申請は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 申請先

岡山県総務部デジタル推進課

5 申請方法

- (1) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- (2) (1)の規定により行われた申請は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の規定を準用する。

五 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和八年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和十年一月中に行う予定の令和十年度の申請手続等に係る告示によること。

六 その他

- 1 競争入札の公示
岡山県公報により公示する。
- 2 問い合わせ先
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課（電話 ○八六一二二六一七二六四）

◎岡山県知事第117号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあつた特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要是、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名 称 株式会社サンデリカ
住 所 東京都千代田区岩本町3-10-1
氏 名 代表取締役社長 加藤 新悟
(2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社サンデリカ岡山事業所
所在地 岡山県総社市井尻野380番地の1

令和8年1月23日 岡山県公報 第12771号

(3) 特定施設に関する事項

区分	新設	廃止	変更前	変更後							
工場又は事業場における施設番号	B-1	同左	B-5	同左							
種類	16 麺類製造業の用に供する湯煮施設	同左	66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	同左							
能力	3,000食(600kg)／時間	同左	1,800食／日	同左							
工事着手予定期月日	許可後直ちに	—	同左	許可後直ちに							
工事完成予定期月日	許可後直ちに	—		許可後直ちに							
使用開始予定期月日	許可後直ちに	—		許可後直ちに							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間 夏季20%増	同左	連続24時間	同左							
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
	水量(m ³ /日)	34	38	同左	同左	362	369	383	394		
	pH	6.0～8.0				5.8～8.0					
	BOD(mg/L)	3,000	3,400			1,450	1,640				
	COD(mg/L)	1,500	2,000			800	1,000				
	SS(mg/L)	300	400			400	500				
	油分(mg/L)	1	2			50	90				
	T-N(mg/L)	60	80			30	40				
	T-P(mg/L)	5	10			8	12				
	大腸菌数(CFU/mL)	＜800	＜800			同左					

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

令和8年1月23日 岡山県公報 第12771号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区分		変更前				変更後							
工場又は事業場における施設番号		A				同左							
種類及び型式		排水処理施設・潮式高濃度処理方法											
構造		RC造											
主要寸法		14,000W×42,250L×4,400H (mm)											
能力		800 m ³ /日											
処理の方法		生物処理接触酸化方式+凝集沈殿方式+生物処理接触酸化方式+砂濾過											
工事着手予定期日		-				許可後直ちに							
工事完成予定期日		-				許可後直ちに							
使用開始予定期日		-				許可後直ちに							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	処理前		処理後		処理前		処理後					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	水量 (m ³ /日)	768	800	同左		745	775	同左					
	pH	5.8~8.5	5.8~8.5			同左							
	BOD (mg/L)	1,300	1,500										
	COD (mg/L)	750	950										
	SS (mg/L)	400	500										
	油分 (mg/L)	40	60										
	T-N (mg/L)	40	50	13	14	40	50	12	14				
	T-P (mg/L)	8	12	1.5	2	同左							
	大腸菌数 (CFU/mL)	<800	<800	同左									

令和8年1月23日 岡山県公報 第12771号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号 区分	No. 1		同左	
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	768	800	745	775
pH	5.8~8.5	5.8~8.5		
BOD (mg/L)	10	15		
COD (mg/L)	10	15		
SS (mg/L)	15	30		
油分 (mg/L)	3	5		
T-N (mg/L)	13	14	12	14
T-P (mg/L)	1.5	2		
大腸菌数 (CFU/mL)	<800	<800		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年1月23日から同年2月13日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び総社市役所
ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年一月二十三日

指定した医療機関
名 称
ほり薬局

所 在 地
高梁市南町四六

岡山県知事 伊原木 隆 太
指定年月日 令和八年一月一日

◎岡山県告示第二十九号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和八年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 三十一「（シクロプロピル）（メチル）アミノ」エチル-1-ヒドロキシ-2-メチル-4-オール（通称名四HO-McPT、四OH-McPT、四hydroxy M c P T）及びその塩類
- 2 二十一「（四-イソプロポキシフェニル）メチル」-五ニトロ-1-「（ビロリジン-1-イル）エチル」-1H-ベンゾ「d」イミダゾール（通称名N-Pyrrrolidinone-isotonitazene、Isotonitazepine）及びその塩類
- 3 二十一「（二・三-ジヒドロベンゾフラン-5-イル）メチル」-五ニトロ-1H-ベンゾ「d」イミダゾール-1-イル-1N-N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名Ethylene oxynitazene、Tetrahydropyrananitazene）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和八年一月二十四日から施行する。

令和8年1月23日 岡山県公報 第12771号

◎岡山県告示第三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和八年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地	訪問介護ステーションそよ風	1 名称	2 所在地	津山市市場二一五一
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地				
1 名称	社会福祉法人幸輝会	2 所在地	岡山市中区国府市場九八五番地一	
三 廃止の届出を受理した年月日	令和八年一月十六日	四 介護保険事業所番号	三三七〇三〇二四二一八	
五 サービスの種類	訪問介護			

◎岡山県告示第三十一号

令和八年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十一号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格を有している者（岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正（令和七年岡山県告示第百九十九号）附則第三項の規定により入札参加資格を有している者とみなされたものを含む。）は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和八年一月二十三日

岡山県知事 伊原本 隆 太

一 調達する物品等の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工事用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高圧ガス、ミニハウス、電気及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

直前決算における自己資本額

直前決算における機械設備等の価額

直前決算における流動比率

申請時における従業員数

申請時までの営業年数

男女共同参画の推進状況

障害者雇用の状況

環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格			総合点数
四百万円未満	八百万円未満	四百万円以上	
五十点未満	五十点以上七十点未満	七十点以上	
C	B	A	格付区分

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去三年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続に関する添付書類等

1 添付書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(2) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限りる。）

(3) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないこととの証明書

(5) (4) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(6) 印鑑登録証明書

(7) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(8) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類

(9) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(10) その他知事が必要と認める書類
申請及び添付書類の作成に用いる言語

申請並びに直前決算を明らかにする書類及び委任状の作成には、日本語を用い、
その他の添付書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付
すること。また、外国語で記載された添付書類の金額欄については、出納官吏事務
規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国
通貨に換算し、記載すること。

3 申請期間

令和八年二月一日から同月二十日までとする。なお、その後においても申請は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 申請先

岡山県出納局用度課

5 申請方法

(1) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるとときは、この限りでない。

(2) (1)の規定により行われた申請は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の規定を準用する。

五 資格の有効期間及び当該期間の更新手続き

1 有効期間

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和八年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続き

有効期間の更新手続きについては、令和十年一月中に行う予定の令和十年度の申請手続等に係る告示によること。

六 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一
二二六一七五三八）

◎岡山県告示第三十二号

令和八年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者（岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正（令和七年岡山県告示第百九十九号）附則第二項の規定により入札参加資格を有している者とみなされたものを含む。）は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和八年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類
 建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものと除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

直前決算における自己資本額

直前決算における流動比率

申請時における従業員数

申請時までの営業年数

男女共同参画の推進状況

障害者雇用の状況

環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分	A	B	C	四十点未満	六十点以上	四十点以上六十点未満	八百万円未満	三百五十万円未満
制限なし										

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

令和8年1月23日 岡山県公報 第12771号

三

資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四第一項に規定する者

- 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

- 3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

- 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

- 5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

- 6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

- 7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続に関する添付書類等

- 1 添付書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

- (2) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限りある。）

- (3) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

- 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないこととの証明書直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

印鑑登録証明書

- (7) (6) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
- (8) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
- (9) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
- (10) その他知事が必要と認める書類

- 2 申請及び添付書類の作成に用いる言語

申請並びに直前決算を明らかにする書類及び委任状の作成には、日本語を用い、
その他の添付書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付
すること。また、外国語で記載された添付書類の金額欄については、出納官吏事務
規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国
通貨に換算し、記載すること。

3 申請期間

令和八年二月一日から同月二十日までとする。なお、その後においても申請は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 申請先

岡山県出納局用度課

5 申請方法

(1) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるとときは、この限りでない。

(2) (1)の規定により行われた申請は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の規定を準用する。

五 資格の有効期間及び当該期間の更新手続き

1 有効期間

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和八年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続き

有効期間の更新手続きについては、令和十年一月中に行う予定の令和十年度の申請手続等に係る告示によること。

六 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一
二二六一七五三八）

〔三〇〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和八年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催の日時及び場所

- 1 日時 令和八年三月十三日（金曜日）午前十時から午後五時まで
2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一

岡山県農林水産総合センター森林研究所 林業技術研修棟 研修室（小）

二 受講申込み

- 1 受講申込みは、原則、岡山県電子申請サービスで受け付ける。受講申込者は、令和八年一月二十三日（金曜日）から同年三月四日（水曜日）までの期間中に申請すること。

- 2 受講手数料は、一万四千五百五十円を令和八年三月四日（水曜日）までに、クレジットカード又はコード決済により納付処理すること。

- 3 納付した受講手数料は、返還しない。

三 その他

- 1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。
2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六一七四五五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

令和8年1月23日 岡山県公報 第12771号

〔三二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
津山市下高倉地内	公共測量（基準点測量）	
		令和七年十月二十三日

令和8年1月23日 岡山県公報 第12771号

〔三二〕備中県民局長から令和七年十月二十八日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があつた。

令和八年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

変更前

令和七年十月十七日から同年十二月二十九日まで

変更後

令和七年十月十七日から令和八年一月二十日まで

〔三三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により井原市から井原都市計画ごみ焼却場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 都市計画の種類
井原都市計画ごみ焼却場
- 二 都市計画の変更年月日
令和八年一月九日
- 三 縦覧場所
岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、井原市建設経済部都市施設課において縦覧に供する。